

仙台市議会議長

岡 部 恒 司 殿

## 再 質 問 書

平成29年3月16日

仙台市青葉区一番町2丁目11番12号

プレジデント一番町402号(〒980-0811)

小野寺信一法律事務所

TEL 022-267-5432 FAX 022-267-5439

弁護士 小野寺 信 一

私の平成28年12月16日付質問状に対し、平成29年1月25日付でご回答をいただきありがとうございます。ご回答につき、以下のとおり再質問させていただきますので、4月末日までにご回答くださいますようお願いいたします。

### 1. 当日の審査順序表や審査日程に記載されている項目（以下テーマ）以外の質問の頻度

ご回答によれば、「当日の審査順序表や審査日程に記載されている項目以外にも、委員会の所管事務の範囲で、委員は質問をすることが可能である」とのことですが、その頻度はどの程度とお考えでしょうか。

常任委員会を傍聴しているウォッチャーのメンバーによれば、その頻度は極めて低いということです。1年間一度も答弁しない職員、回数が1回だけという職員が圧倒的に多い現実（平成28年12月16日付質問状資料3の1～2）がそれを裏付けています。そうであれば、当日のテーマと明らかに無関係と判断される部署の職員を出席させなくても不都合はないということになります。

よって、テーマ以外の質問の頻度についてのご認識をご回答ください。併せて、テーマ以外の質問についての実例をお示しくください。

## 2. 当日のテーマと無関係な質問の制限

他の質問者の答弁のやりとりを聞いている中で急遽質問を行う場合があるといっても、それが当日のテーマと明らかに無関係である場合、委員長職権で質問を制限することはできないのでしょうか。当日のテーマと無関係な質問を自由に行うことができるようでは、予めテーマを定めた意味がなくなり、秩序ある効率的な審査ができなくなります。

よって、委員長による当日のテーマと無関係な質問の制限の可否についてご回答ください。

## 3. 「委員会における自由で活発な議論」と職員に対する質問との関係

「議会として、説明員の絞り込みや出席要求の見直しを行うことは、委員会における自由で活発な議論を自ら制限する行為となる」ということですが、職員に対する質問と回答は「議論」なのでしょうか。職員に対する質問は「議員間の自由で活発な議論」の素材として位置づけられ、職員に対する質問と答弁そのものは「委員会における自由で活発な議論」には含まれないと考えます。

委員会を傍聴しているウォッチャーのメンバーによれば、職員に対する質問と答弁が審査のほとんどすべてを占めており、「議員間の自由で活発な議論」はないか、あっても極々わずかということです。

よって、「委員会における自由で活発な議論」とは何を意味するのかご回答ください。

## 4. 他の自治体の議会の例

他の自治体が審査項目との関係で出席職員の絞込を行っていることは、平成28

年12月16日付質問状5項のとおりです。とりわけ、所沢市議会基本条例は第12条2項は、議員間の討議を重視した議会運営を進めるため、市長等の本会議等への出席要請は必要最小限にとどめることを目的として、「議長は、市長等に対する本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする」と定めています（平成28年12月16日付質問状資料3の1～2）。

このような自治体の議会は絞込を行ったことによって「委員会における自由で活発な議論」に支障を生じさせているとお考えでしょうか。その点もご回答ください。

以 上